広　　　報

発行　平成２７年３月

編集・発行
若狭(組)消防本部
小浜市大手町7-8
TEL 53-0119(代)
http://www.wakasa-fd.jp

第80号

消防ポンプ自動車が新しくなりました

平成２７年２月１２日、若狭消防署上中分署に配備する消防ポンプ自動車が納入されました。以前の車両が２１年経過し老朽化したこと、また若狭消防組合の施設整備計画により更新配備したもので、最新鋭の装備がされ迅速な消火活動が可能となり、２月１９日から運用を開始しました。

●主な概要　ダブルキャビン５人乗り　四輪駆動　Ａ２級ポンプ（2,000ℓ/分放水）搭載
ホースカー・３連はしご・Ｃ１級小型動力ポンプ積載　荷台全面オールシャッター

住警器についてのお話

消防法令の改正により、平成１８年６月１日から住宅の寝室や階段などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、既存住宅の設置については猶予期間が設けられましたが、平成２３年６月１日にすべての住宅において設置が完全義務化となりました。

家族構成が変わり、新たに寝室として使用する部屋が増えた場合や未だに設置されていないお宅については、すぐに設置をお願いします。

設置後は定期的に作動確認を行ってください。ボタンを押すかひもを引いて警報音が鳴るか作動確認をしてください。家族で火災時の警報音を確認し、対処方法を相談しましょう。

住宅用火災警報器は１０年を目安に交換しましょう。

住宅用火災警報器は、本体の交換が必要なことはご存知でしょうか。経年による電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる恐れがあります。

・自動試験機能が付いているタイプでは、音またはメッセージで異常を知らせます。
⇒自動試験機能により機能の異常が判明した場合は、交換すること。

・自動試験機能が付いていないタイプは、本体で設置年月（または製造年）を確認してください。
⇒設置年月から１０年を目安に交換すること。

・作動確認（ボタンを押す、またはひもを引く）により機能の異常を確認します。
⇒機能の異常が判明した場合は、交換すること。

・電池切れの場合は、電池を交換することができます。電池の寿命は機種または使用環境により異なりますが、アルカリ乾電池は約２年、リチウム電池は約１０年です。
⇒本体が設置から１０年以上経過した場合は本体ごと交換すること。

□各市町の廃棄方法

市町	本体	電池
小浜市	埋立ごみ	有害ごみ
若狭町	埋立てゴミ	資源ごみ
高浜町	不燃ごみ	有害ごみ
おおい町	その他不燃物	有害ごみ

※電池は必ず本体から取り外してください。
※海外で生産された住宅用火災警報器の中には放射線源を用いた「イオン化式」と呼ばれるものがあります。「イオン化式」を廃棄する場合には、法令で定められた特別の廃棄処理が必要です。必ず販売店にご相談ください。

□詳しくは、製品に付属している取扱説明書をご覧ください。
□「一般財団法人　日本火災報知機工業会」のホームページでは、住宅用火災警報器の警報が鳴った時の対処法について、メーカー別に確認できます。

一般社団法人　日本火災報知機工業会
フリーダイヤル　０１２０－５６５－９１１
http://www.kaho.or.jp

防火フェスティバル in こども家族館

平成２６年１１月１８日（火）、おおい町の福井県こども家族館の共催により町内４つの保育施設の児童約１５０人を招待し、防火フェスティバルを開催しました。若狭消防音楽隊のミニコンサート、防火寸劇、はしご車の放水訓練や福井県防災ヘリの救助訓練を見学し、「火遊びは絶対しません」と大きな声で誓いました。

軽可搬消防ポンプを更新配備

　平成２７年２月、高浜町車持区に組織する車持婦人消防隊の軽可搬消防ポンプが更新されました。消防ポンプは昭和５６年から配備。平成６年に２台目に更新し、２０年が経過していました。

　この事業は、宝くじの助成金で実施する平成２６年度コミュニティ助成事業により整備されています。

平成２６年　火災・救急・救助統計（若狭消防組合）

	本　　署	上中分署	名田庄分署	高浜分署	大飯分署	合　計
火　災	10　(-5)	6　(+2)	0　(±0)	5　(-2)	5　(+3)	26　(-2)
救　急	1,280　(±0)	298　(+5)	144　(+10)	425　(-35)	249　(+12)	2,396　(-8)
救　助	16　(+1)	3　(-1)	2　(+2)	4　(-1)	2　(-1)	27　(±0)

○火災件数は、２６件で前年比２件の減少
・・・火災種別では、建物火災が１３件（前年比３件増）、その他火災が１３件（前年比１件増）でした。
出火原因をみると、建物火災ではたばこ、こんろ、電気機器・装置、配線器具等があげられます。その他火災では、３月から６月にかけて屋外で枯草やごみの焼却により拡大した火災が８件発生しています。

○救急出場件数は、２，３９６件（前年比８件の減）
・・・医療機関に収容した患者数は２，３１７人で、管内人口の約２５人に１人が搬送されたことになり、６５歳以上の高齢者が占める割合は１，５０５人で６４．９％でした。
出場種別では、急病が１，５５２件で全体の６４．８％を占めています。

○救助出場件数は、２７件（前年比同じ）
・・・出場件数２７件のうち活動件数は１８件（前年比１件増）で、救助された人は２１名（前年比１名増）でした。事故種別では交通事故が２２件（８１．５％）でした。

春の火災予防運動実施中 ３月２０日（金）～３月２６日（木）

平成２６年度全国統一標語

『もういいかい　火を消すまでは　まあだだよ』

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント

－３つの習慣・４つの対策－

３つの習慣

○**寝たばこ**は、絶対やめる。
○**ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○**ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
○寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

平成２７年全国山火事予防運動統一標語

『伝えよう　森の大事さ　火の怖さ』

春先は特に空気が乾燥！

○枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
○たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
○強風時および乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
○火入れを行う際、許可を必ず受けること
○たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
○火遊びはしないこと

福井県危険物安全協会連合会　試験・講習案内

※詳しくは、ホームページで確認してください。　http://www.fukukiren-fukui.jp

平成２７年度福井県危険物取扱者保安講習（若狭会場）

会　　場：若狭消防組合消防本部
月　　日：平成２７年９月１１日(金)　給油　9:30～12:30　定員40名
　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般　13:30～16:30　定員60名
受付期間：平成２７年７月１日(火)～１５日(火)
※その他の会場については、ホームページで確認してください。

平成２７年度危険物取扱者乙種第４類試験準備講習会（試験準備のための講習会です）

第１回目　月日：平成２７年　６月６日(土)・７日(日)　２日間
　　　　　会場：福井県立大学（福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1）
　　　　　【受付期間：４月１３日(月)～５月２２日(金)】
第２回目　月日：平成２７年１０月３日(土)・４日(日)　２日間
　　　　　会場：福井県中小企業産業大学校（福井県福井市下六条町16-15）
　　　　　【受付期間：８月３日(月)～８月３１日(月)】